様式第2号（第8条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第 　　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 出雲市長　　　　　　　　　印

子ども食堂支援事業補助金交付決定通知書

　　年 　月 　 日付けで申請のありました子ども食堂支援事業補助金について、出雲市子ども食堂支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

１　事業名称

　２　事業区分及び交付決定額

　　　　□　運営事業　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　□　新規開設事業　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　□　活動拡充事業　　　　　　　　　　　　　　　円

３　交付条件

(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、事業完了報告書を提出すること。

　　(2)　補助金交付の目的に反した場合には、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあること。

(3)　事業内容の変更、予算変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4)　事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(5)　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、交付目的に

反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(6)　経費の収支を明らかにした書類、帳簿を5年間整備しておくこと。